

第2次大阪市再犯防止推進計画 (令和6年度～令和10年度)

～安全・安心な大阪市のために～

令和6年3月

目 次

第1章 計画の概要

1 背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 定義	2
5 基本方針	2
6 主な取組	3
7 めざす姿	3

第2章 再犯防止を取り巻く状況

1 犯罪の発生状況	4
2 更生保護に関する状況	13

第3章 市の主な取組

1 就労の確保のための取組	15
2 住居の確保のための取組	20
3 高齢者や障がいのある者等への支援のための取組	22
4 薬物等の依存症を有する者への支援のための取組	25
5 若年層への支援のための取組	28
6 関係機関・団体との連携促進及び民間協力者の活動の促進のための取組	31

第4章 計画の推進体制

1 推進体制	36
2 進行管理	36

《参考資料》

再犯の防止等の推進に関する法律〔一部抜粋〕	37
司法手続きの流れ	40
用語集	42

第 1 章 計画の概要

1 背景

近年、全国的に刑法犯認知件数は減少しているが、再犯者率（注1）は依然として高く、地域社会の安全・安心を確保するため、再犯防止の取組の推進が重要である。犯罪や非行をした者の中には、貧困や疾病、し癪、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくなく、その再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等が必要となり、国だけでなく、地方公共団体、民間協力者が緊密に連携協力し、総合的に取組を進めていく必要がある。

平成 28 年 12 月には、国において、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号、以下「推進法」という。）が施行され、「地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」ことや「都道府県及び市町村は、国の「再犯防止推進計画」を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努める」ことが明示された。

地方公共団体には、基本的には犯罪をした者等に特化した支援サービスはなく、一般市民を対象としている各種行政サービスを通じて支援を行うことになる。福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する基礎自治体である市町村は、地域社会での生活に対する支援について極めて重要な役割を担っているといえる。

国が策定した「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals 略称 SDGs）実施指針」において、「平和と安全・安心社会の実現」が優先課題の 1 つとされており、SDGs 実施指針に基づき政府が行う具体的な施策をまとめた「SDGs アクションプラン 2023」には、「平和と安全・安心社会の実現」にかかる目標達成のための施策として「再犯防止対策の推進」が掲げられている。令和 7 年（2025 年）の大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」は、まさに SDGs の理念である「誰一人取り残さない社会」が達成された姿であり、万博開催都市である大阪には、SDGs の実現に貢献していくことが求められている。

大阪市では、令和 3 年 1 月に「大阪市再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止の推進に関係する各種の施策・事業について、継続して実施してきた。国、地方公共団体、民間協力者が、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、大阪市としても、犯罪を抑止し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現のために再犯防止を進めていくことが重要であるとの認識のもと、引き続き、再犯防止の推進をめざす必要がある。

再犯防止の推進は、効果がすぐにあらわれるものではなく、継続的な支援が必要な取組である。大阪市が取り組むべき再犯防止施策の方向性及び重点的な取組を明らかにしたこれまでの計画を見直し、今後も大阪市として再犯防止を推進するため、ここに第 2 次大阪市再

犯防止推進計画を策定する。

2 計画の位置づけ

本計画は、大阪市が個別の施策体系に基づき実施している各種の施策・事業について、再犯防止の推進の観点から取りまとめたものであり、推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定する。また、「大阪市地域福祉基本計画」などの関連計画と、整合及び連携を図る。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までとする。

国の「第二次再犯防止推進計画」(計画期間：令和5(2023)年度から令和9(2027)年度)の実績、国の次期計画の内容、並びに本計画に基づく施策の進捗状況を踏まえたうえで、策定することができるよう5年間とする。

4 定義

本計画において、「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年もしくは非行少年であった者のことをいい、入所受刑者、満期釈放者ばかりでなく、警察で微罪処分になった者や検察庁で起訴猶予処分になった者など犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者も含む。

また、「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)とする。

5 基本方針

推進法第3条の規定を踏まえ、本計画の基本方針を次のとおりとする。

犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、再犯防止に関する施策を推進すること。

また、再犯の防止等に関する施策は、犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。

6 主な取組

前項で記した基本方針に則り、国の再犯防止推進計画における重点課題に基づき、国との適切な役割分担を踏まえ、地方公共団体として特に重要な課題について、次のとおり主な取組を定める。

- (1) 就労の確保のための取組
- (2) 住居の確保のための取組
- (3) 高齢者や障がいのある者等への支援のための取組
- (4) 薬物等の依存症を有する者への支援のための取組
- (5) 若年層への支援のための取組
- (6) 関係機関・団体との連携促進及び民間協力者の活動の促進のための取組

7 めざす姿

犯罪の責任等を自覚するとともに、犯罪被害者の心情等を理解し、立ち直りを希求するものの、多くの困難を抱える犯罪をした者等が、地域社会で孤立することなく、地域の一員として円滑に社会復帰できるよう、社会全体の理解と関心を高めるとともに、国、府、民間団体その他の関係者と連携、協力し、再犯を防止し、もって、市民が犯罪による被害を受けることのない安全で安心して暮らせる地域社会の実現をめざす。

第2章 再犯防止を取り巻く状況

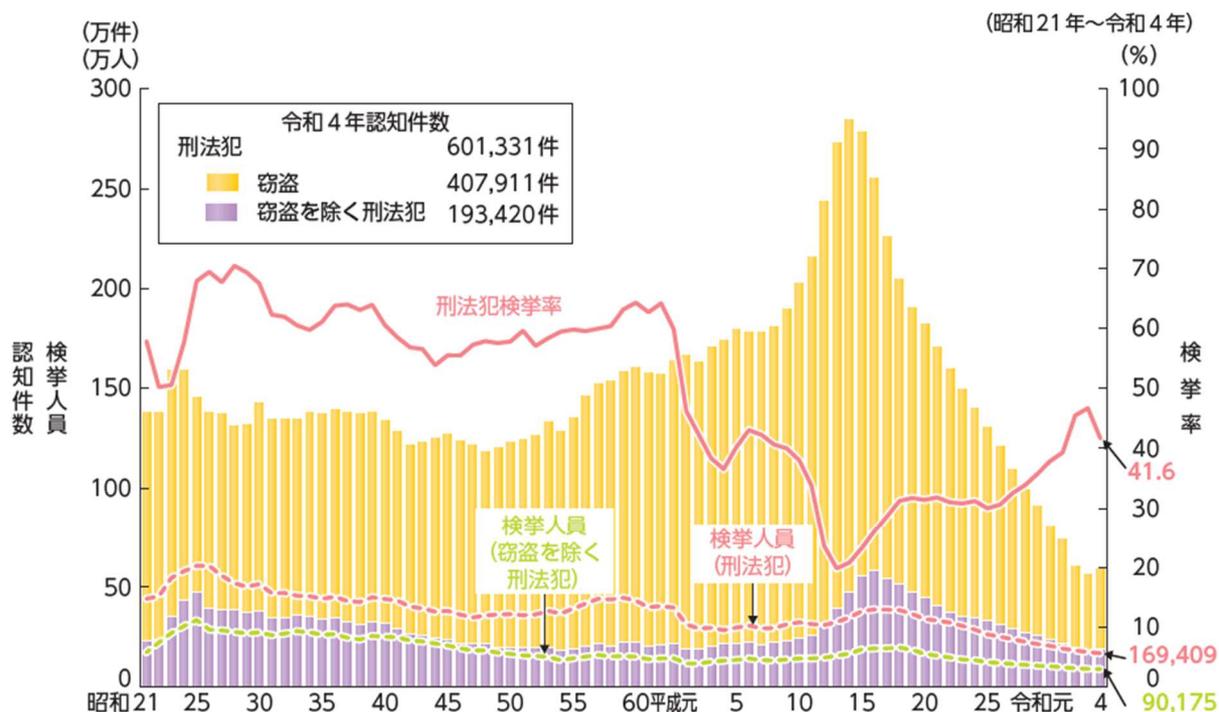
1 犯罪の発生状況

(1) 刑法犯認知件数の推移

全国における刑法犯の認知件数（注2）は、平成期において平成元年から年々増加傾向にあり、8年からは毎年戦後最多を更新して14年には285万4,061件にまで達したが、15年以降は減少し続け、令和3年は56万8,104件と戦後最少を更新したが、4年には60万1,331件と増加に転じている。

また、大阪市においても、過去10年間の刑法犯認知件数の推移をみると、全国と同様に減少傾向にあったが、令和4年は3年からやや上がり、33,705件であった。

全国における刑法犯認知件数の推移

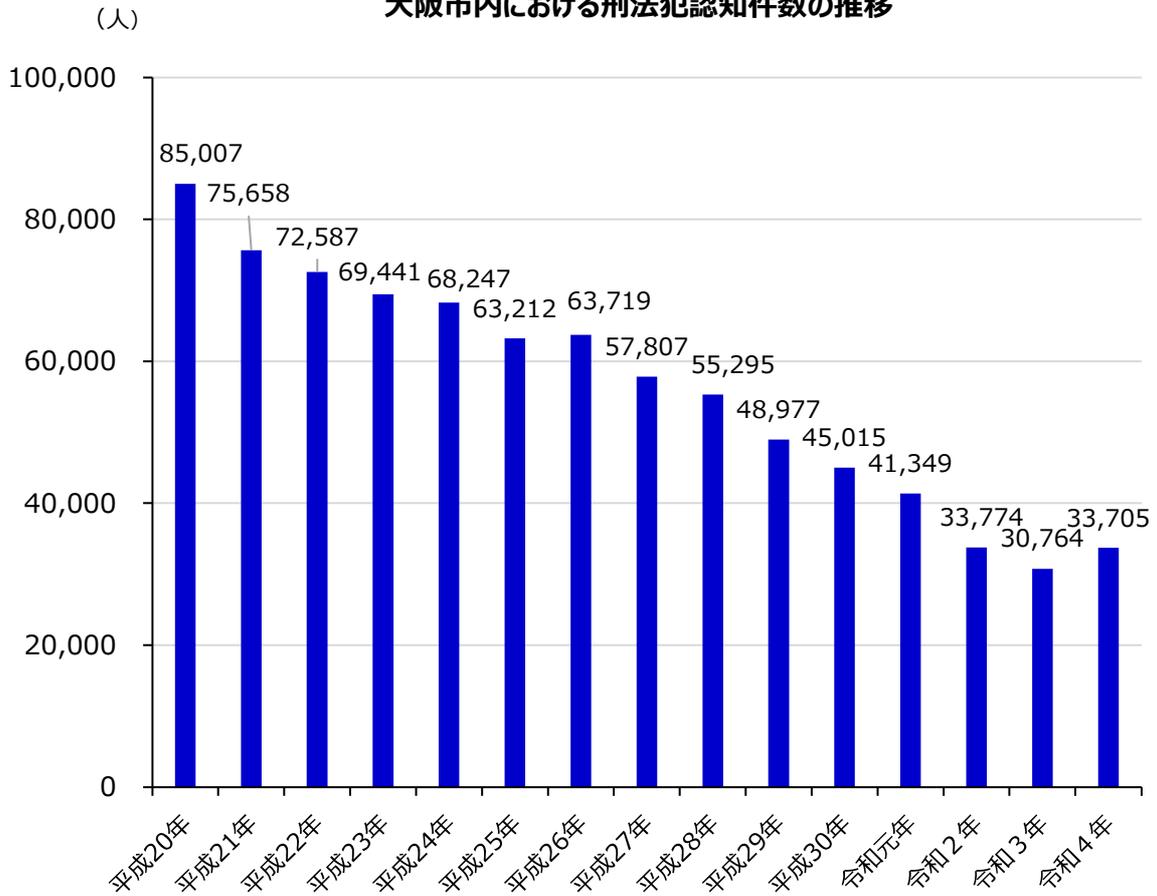


注 1 警察庁の統計による。

注 2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。

出典：令和5年版犯罪白書

大阪市内における刑法犯認知件数の推移



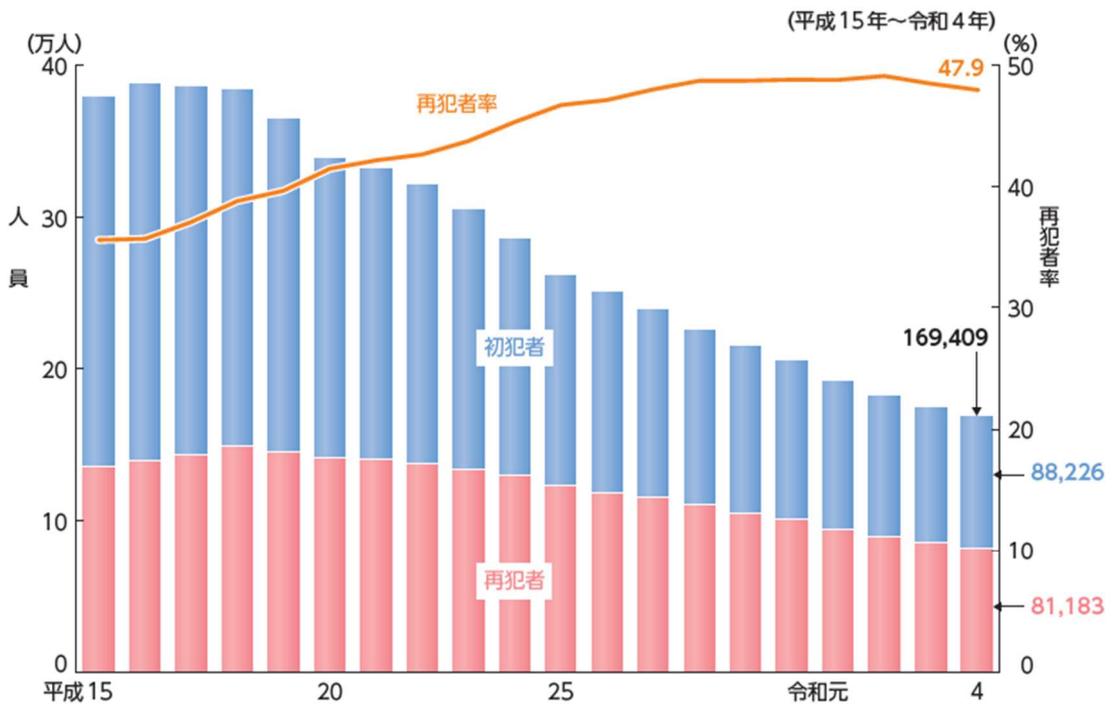
データ提供：大阪府警察

(2) 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

全国の再犯者（注3）の人員は、平成18年の14万9,164人をピークとして、その後は漸減状態にある。一方、再犯者の人員が減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員も減少しているため、再犯者率は平成9年以降上昇を続けていたが、令和3年から減少に転じており、4年は47.9パーセントであった。

大阪府における過去5年の再犯者及び初犯者の人数は、ともに減少しており、再犯者率は全国と同様に上昇傾向にあったが、令和3年は2年からやや下がり、50.1パーセントであった。

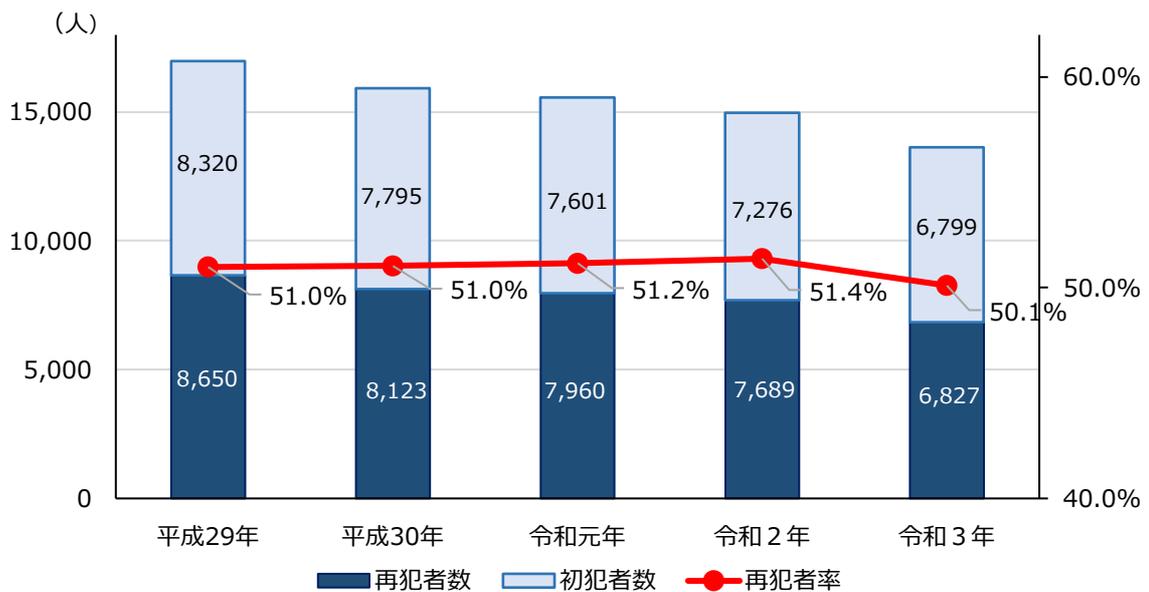
全国における刑法犯検挙人員・再犯者率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

出典：令和5年版犯罪白書

大阪府内での刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

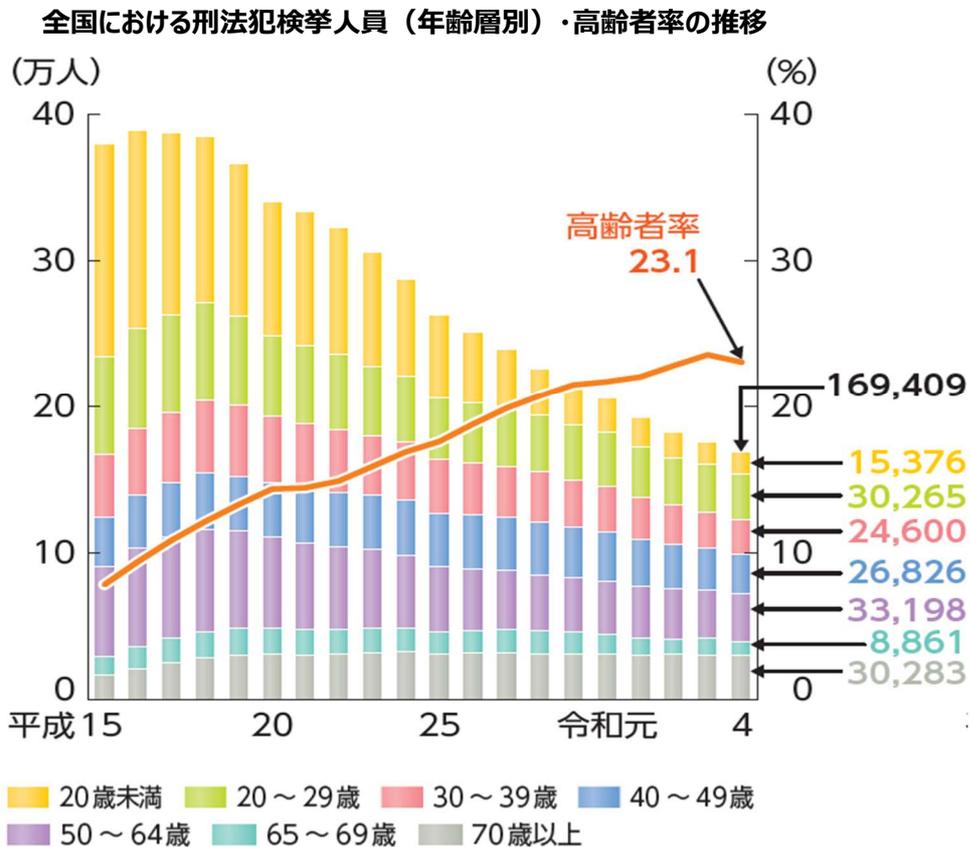


データ提供：法務省

(3) 高齢者を取り巻く犯罪等の状況

高齢者（65歳以上）の検挙人員は、平成3年以降毎年増加して、20年にピーク（4万8,805人）を迎え、その後は高止まりの状況にあって、令和4年に3万9,144人となった。このうち、70歳以上の者は、平成23年以降高齢者の検挙人員の65パーセント以上を占めるようになり、令和4年には77.4パーセントに相当する3万283人となった。検挙人員に占める高齢者率は、他の年齢層の多くが減少傾向にあることから、令和3年までほぼ一貫して上昇していたが、4年は3年よりやや減少し23.1パーセントとなった。

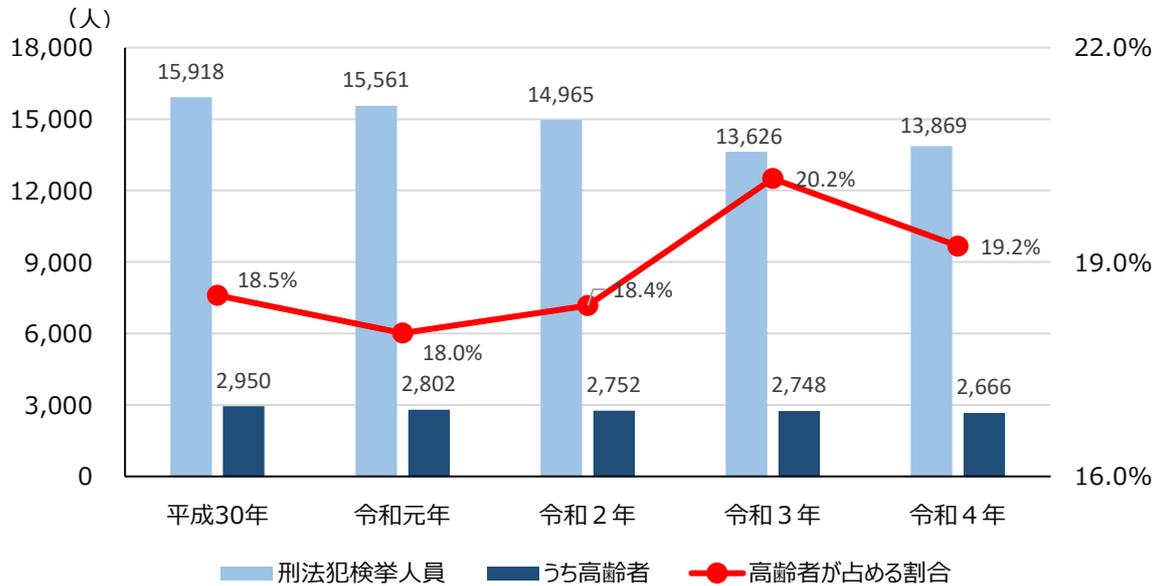
大阪府における、過去5年の検挙人員に占める高齢者の割合は、2割前後の割合となっている。罪名としては窃盗犯が半数以上を占めており、平成29年と比較して、令和4年においては窃盗犯の割合はさらに増加している。



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「高齢者率」は、総数及び女性の各刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。

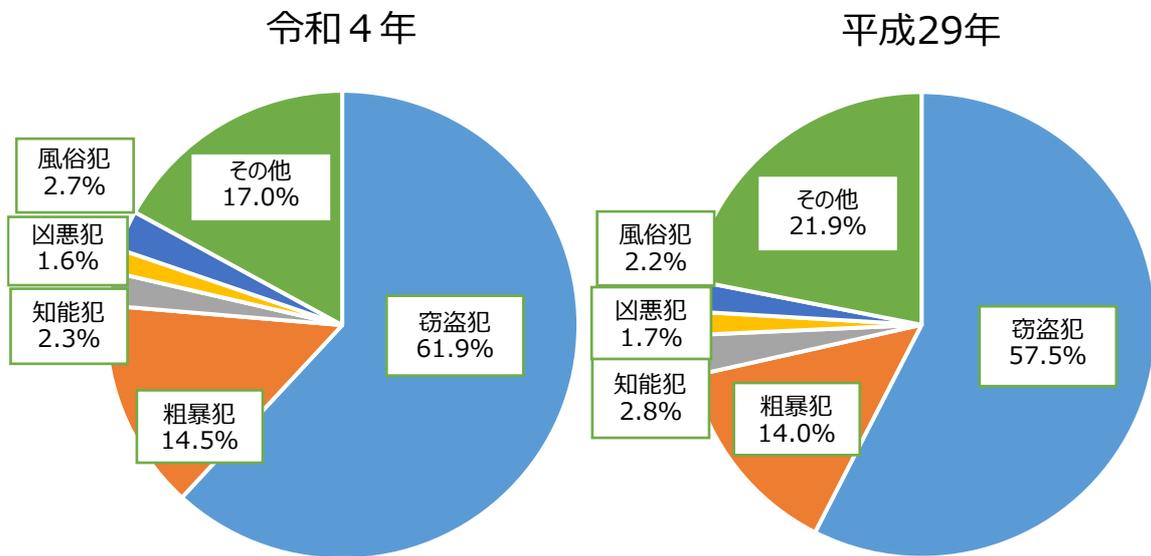
出典：令和5年版犯罪白書

大阪府警察における刑法犯検挙人員のうちの高齢者（65歳以上）



データ提供：大阪府警察

大阪府警察における刑法犯検挙人員（65歳以上）の罪名別構成比



凶悪犯・・・殺人、強盗、放火、強制性交等、**粗暴犯**・・・暴行、傷害、脅迫、恐喝等、
窃盗犯・・・万引き、空き巣等、**知能犯**・・・詐欺、横領、偽造等、**風俗犯**・・・公然わいせつ等、
その他・・・占有離脱物横領、公務執行妨害、住居侵入、器物損壊等

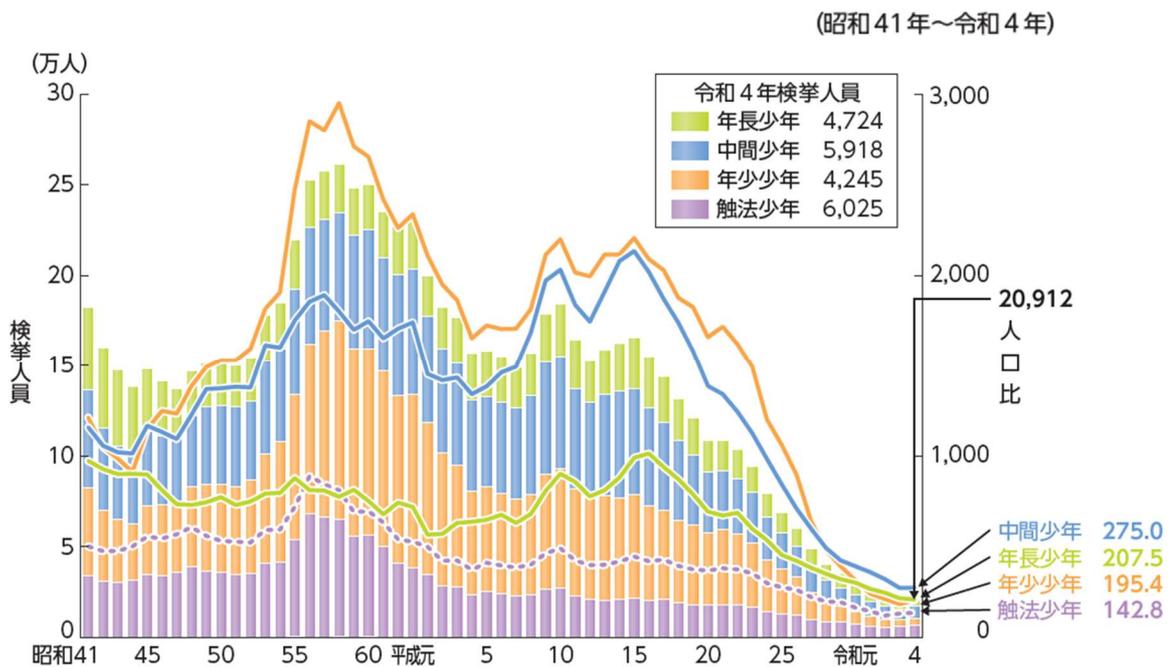
データ提供：大阪府警察

(4) 少年等を取り巻く犯罪等の状況

全国の少年（20歳未満）による刑法犯の検挙人員（補導人員を除く）は、平成16年以降減少傾向にあり、令和4年は14,887人であった。

大阪府においても、過去5年の検挙人員に占める少年の割合及び少年による犯罪数は減少傾向にあるが、令和4年にはやや増加している。令和4年の罪名別内訳では、窃盗犯が平成29年と同様に半数以上を占めている。

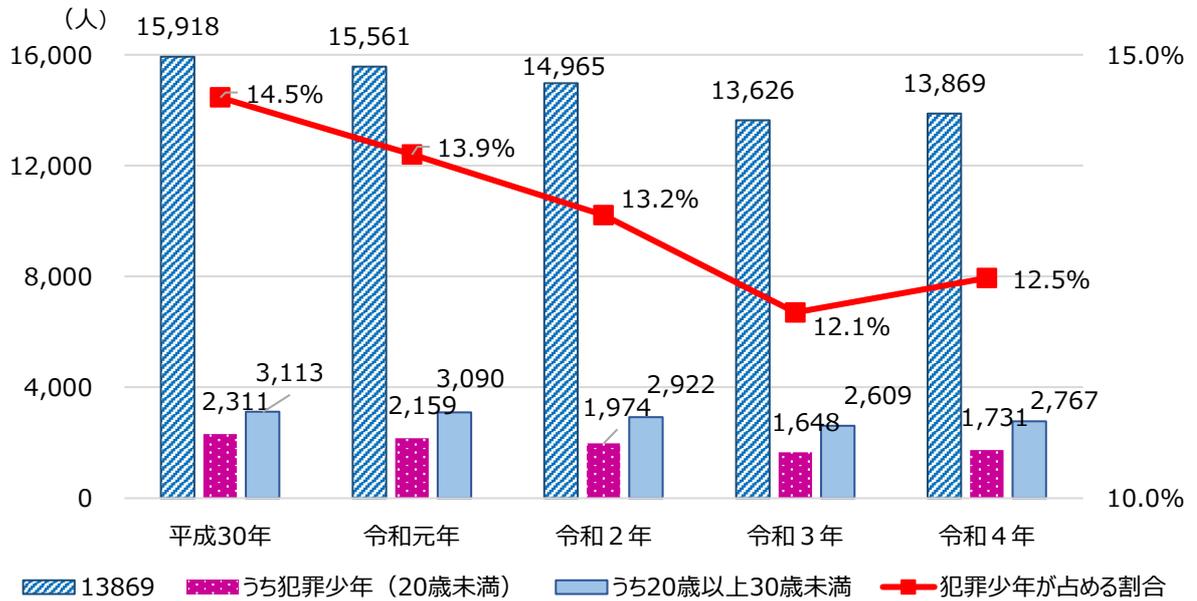
全国の少年による刑法犯検挙人員・人口比の推移（年齢層別）



- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 検挙人員中の「触法少年」は、補導人員である。
 4 「人口比」は、各年齢層の少年10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員である。なお、触法少年の人口比算出に用いた人口は、10歳以上14歳未満の人口である。

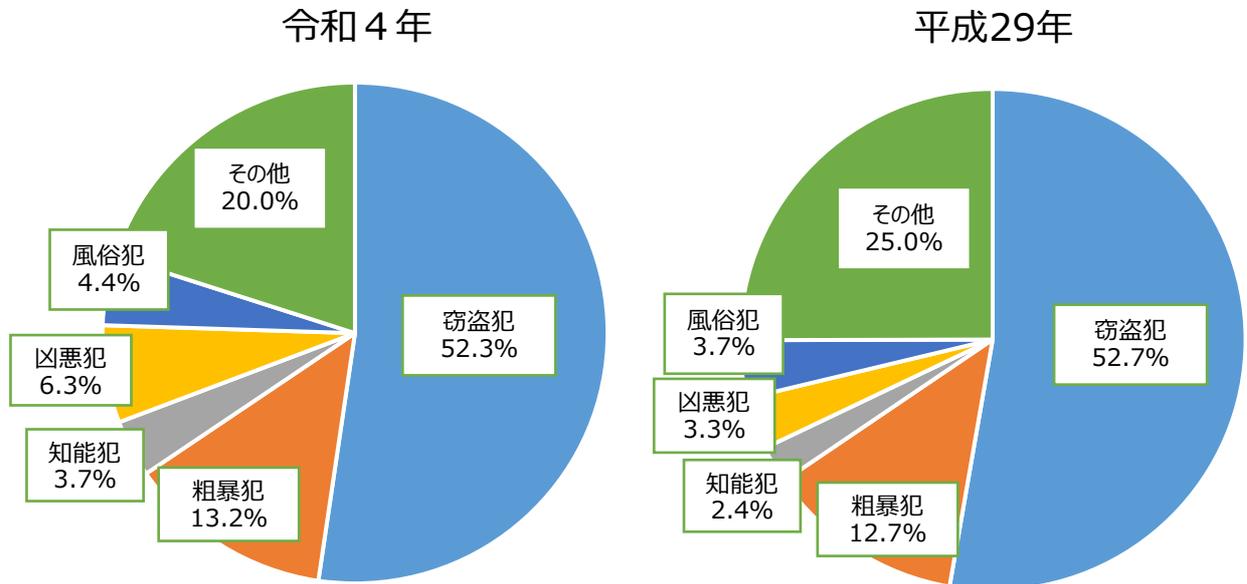
出典：令和5年版犯罪白書

大阪府警察における刑法犯検挙人員のうちの犯罪少年（20歳未満）等の推移



データ提供：大阪府警察

大阪府警察における刑法犯検挙人員（20歳未満）の罪名別構成比



凶悪犯・・・殺人、強盗、放火、強姦性交等、**粗暴犯**・・・暴行、傷害、脅迫、恐喝等、
窃盗犯・・・万引き、空き巣等、**知能犯**・・・詐欺、横領、偽造等、**風俗犯**・・・公然わいせつ等、
その他・・・占有離脱物横領、公務執行妨害、住居侵入、器物損壊等

データ提供：大阪府警察

(5) 薬物犯罪を取り巻く状況

覚せい剤取締法の検挙人員は、昭和 60 年からは減少傾向となっているが、平成 7 年から増加に転じ、9 年には平成期に入って最多となる 1 万 9,937 人を記録した。平成 13 年以降は減少傾向にあり、令和 4 年は 6,289 人となった。

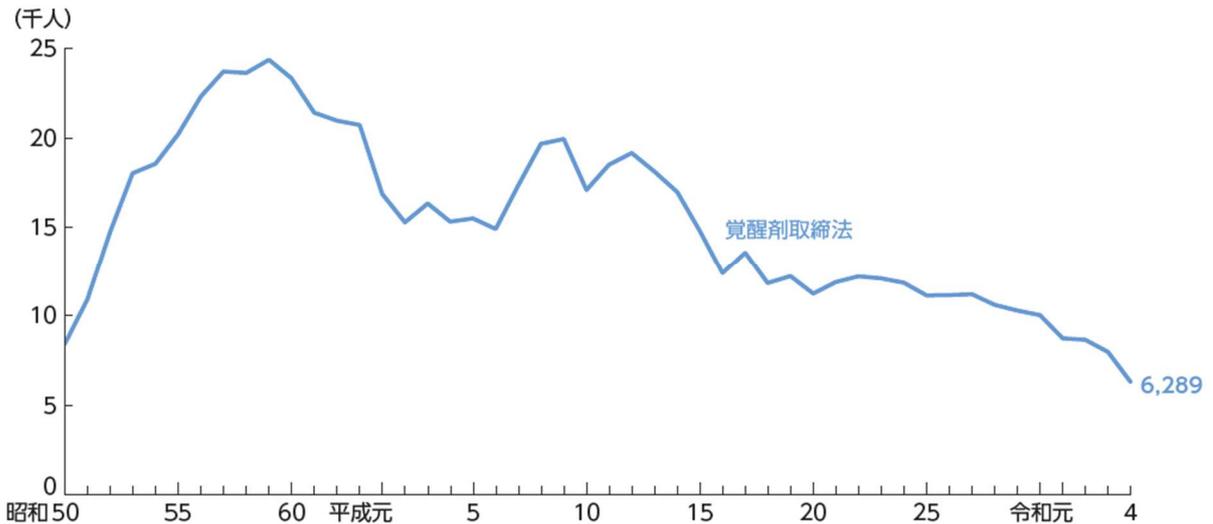
一方、大麻取締法（※）違反の検挙人員は、平成 26 年から令和 3 年まで 8 年連続で増加していたが、4 年は 3 年よりやや減少し、5,546 人となった。

大阪府における過去 5 年の薬物事犯についても、総検挙人員は減少傾向にあるが、大麻事犯の増加が顕著である。大麻事犯では、30 歳未満の若年層の検挙人員が全体の約 79 パーセント（全検挙人員 580 人のうち 460 人）となっており、若年層における大麻の乱用の拡大が危惧される状況にある。覚せい剤事犯も減少してきてはいるが、依然として最も多い割合を占めており、令和 4 年においても総検挙人員の過半数を占めている。

※ 大麻取締法については、令和 5 年 12 月に国会で可決・成立し、本計画策定時では未施行の状態であるが、同改正法では、若者などの乱用を防ぐため、大麻を「麻薬」に位置づけ、既に禁止されている「所持」や「譲渡」に加え、「使用」の禁止が盛り込まれている。

全国の覚せい剤取締法違反 検挙人員の推移

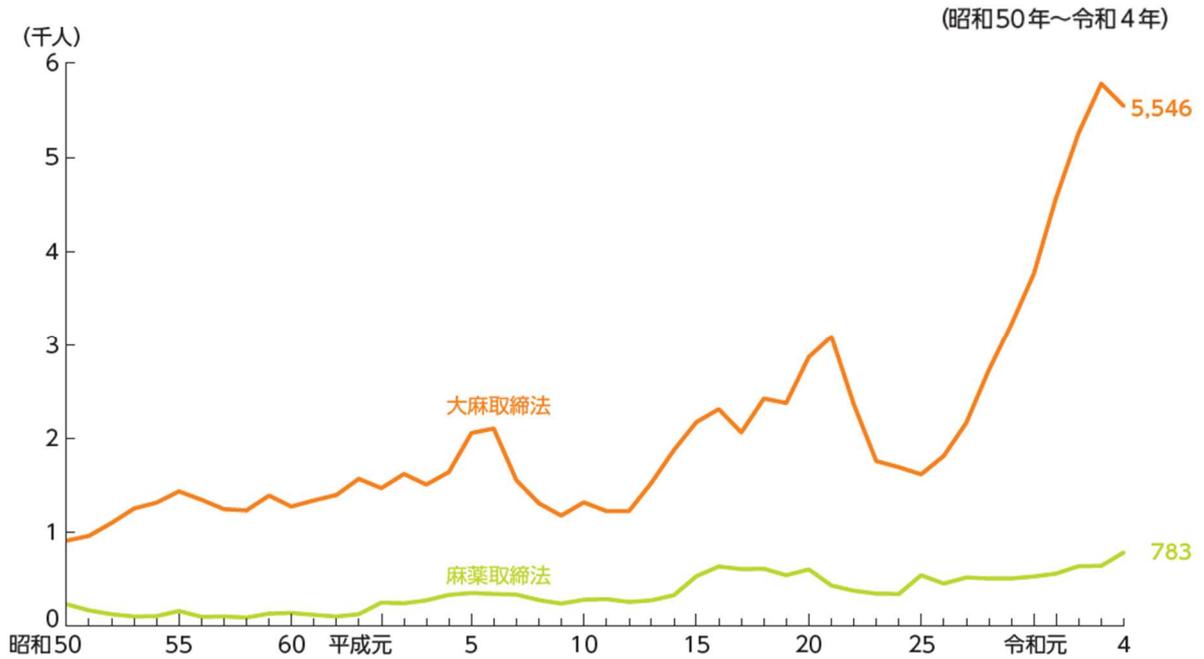
(昭和50年～令和4年)



- 注 1 厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。ただし、平成19年までは、厚生労働省医薬食品局、警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により、20年から27年までは、内閣府の資料による。
2 覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含む。
3 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。

出典：令和 5 年版犯罪白書

全国の大麻取締法違反等 検挙人員の推移



- 注 1 厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。ただし、平成19年までは、厚生労働省医薬食品局、警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により、20年から27年までは、内閣府の資料による。
 2 大麻及び麻薬・向精神薬に係る各麻薬特例法違反の検挙人員を含む。
 3 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。
 4 「大麻取締法」は、大麻キッドに係る検挙人員を含む。

出典：令和5年版犯罪白書

大阪府警察が検挙した薬物事犯検挙人員

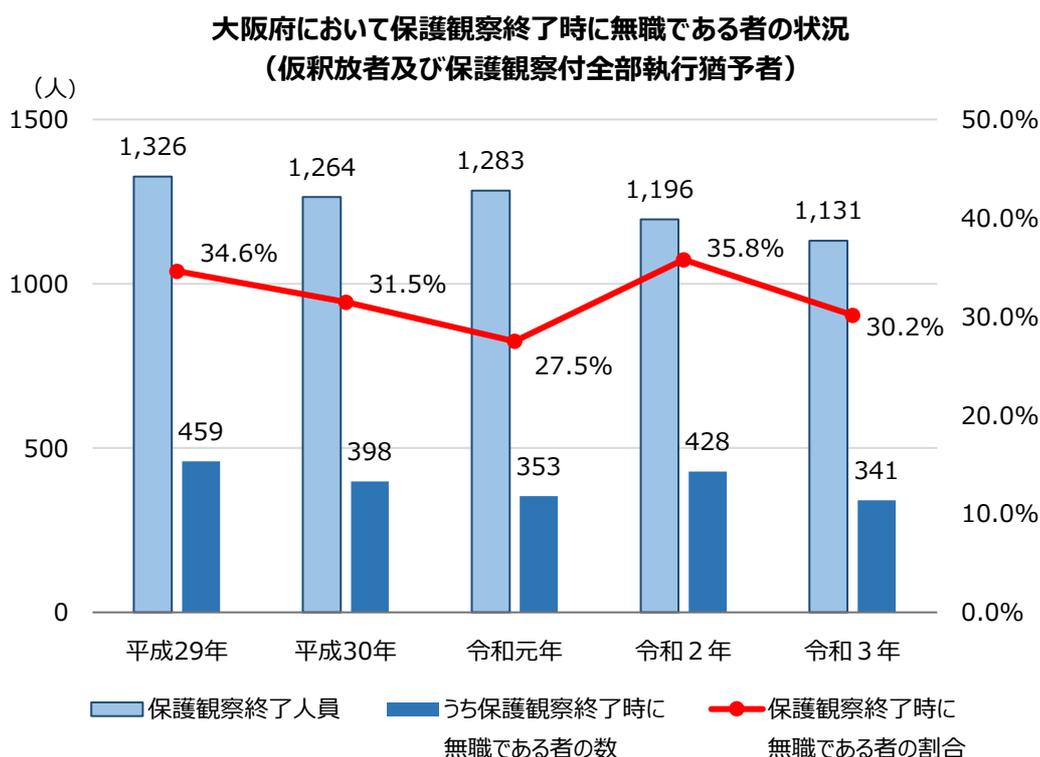
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
覚せい剤	1,296	1,142	1,071	986	833
大麻	333	412	455	464	580
麻薬・向精神薬	24	39	30	30	63
あへん	0	0	1	0	2
合計	1,653	1,593	1,557	1,480	1,478

(単位:人)

データ提供：大阪府警察

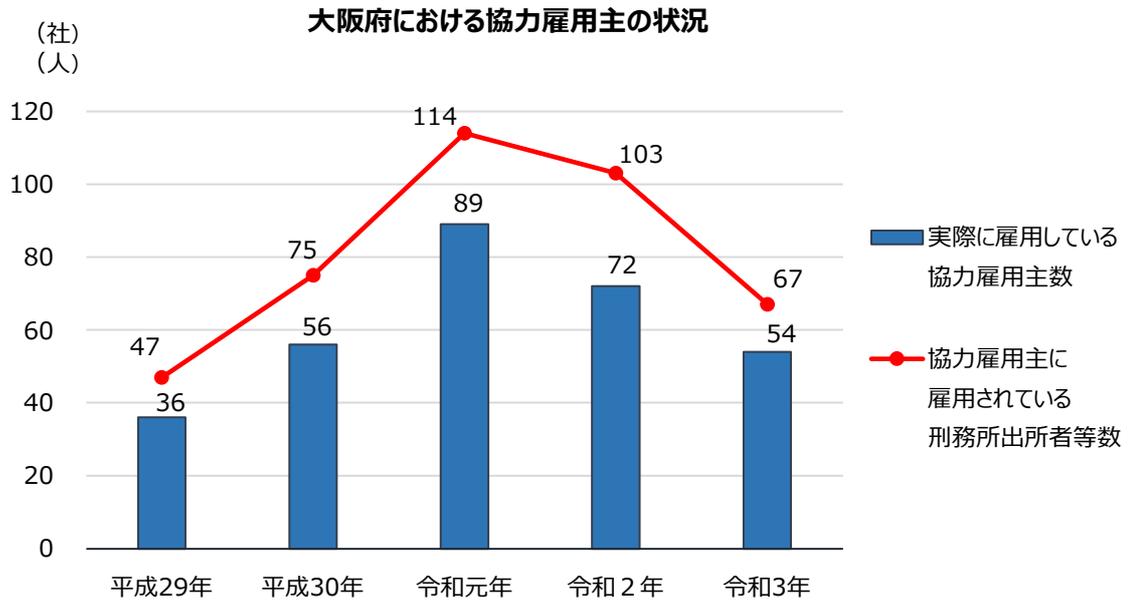
2 更生保護に関する状況

令和3年の大阪保護観察所（注4）における保護観察者1,131人のうち、保護観察（注5）終了時に無職である者の数は341人、割合としては30.2パーセントであった。過去5年間の推移をみると保護観察終了人員は減少傾向にあるが、保護観察終了時に無職である者の数、割合は令和2年に増加に転じたが、3年には再び減少している。

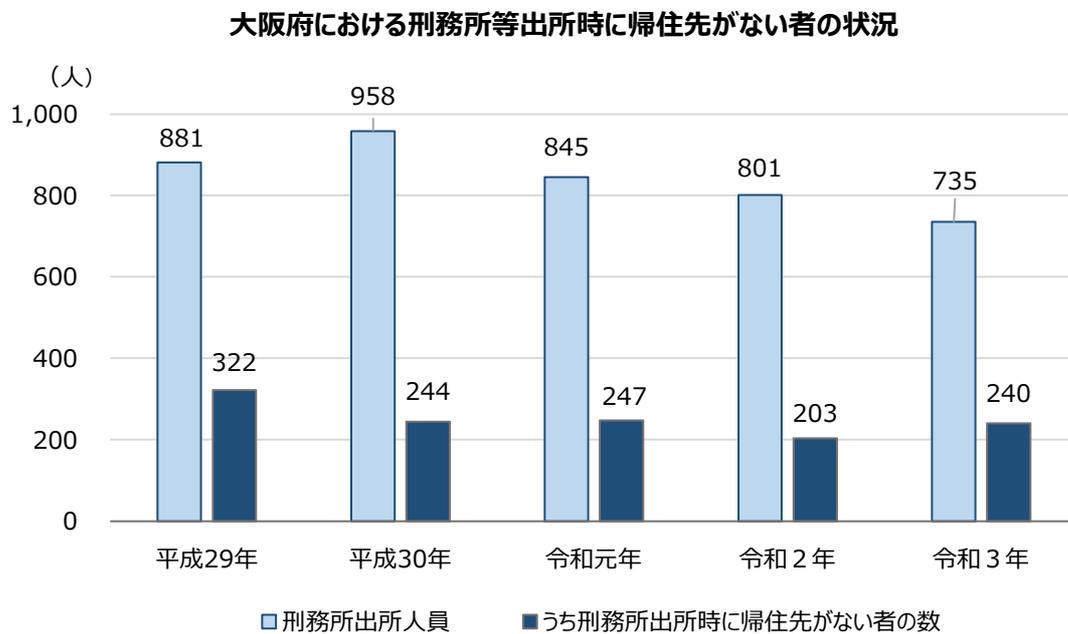


大阪府における協力雇用主（注6）について、令和3年の協力雇用主数は1,906であり、そのうち実際に雇用している協力雇用主数は54となっている。なお、過去5年の協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数は、平成29年から令和元年まで増加傾向にあったが、令和2年、3年の2年連続で減少している。

また、大阪府内の刑務所（注7）等の刑事施設（注8）出所時に帰住先がなかった者の数について、令和3年は240人で、出所人員735人に占める割合は32.7パーセントであった。過去5年間の出所時に帰住先のない者の数及び割合は約3割となっている。



データ提供：法務省



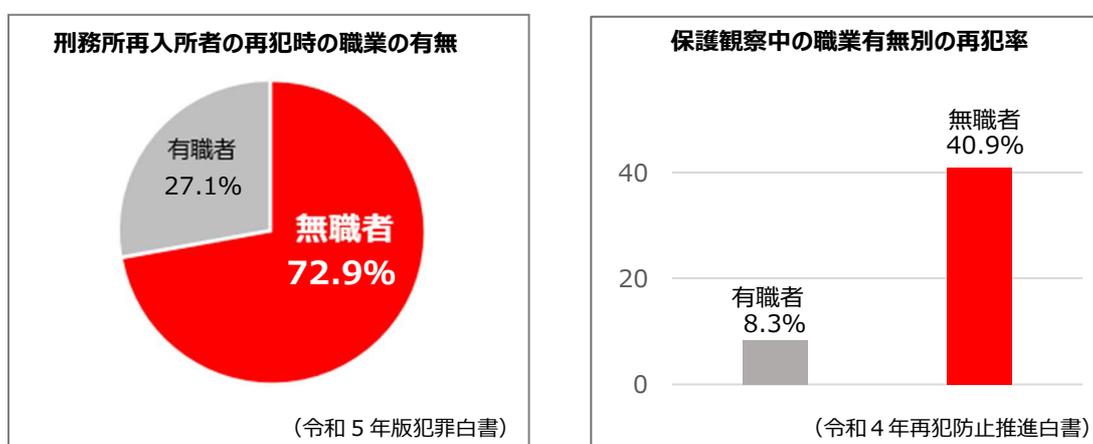
データ提供：法務省

第3章 市の主な取組

1 就労の確保のための取組

【現状と取組の方向性】

刑務所に再び入所した者のうち約7割が再犯時に無職であり、最近10年間において増加傾向が続いている。また、無職の保護観察対象者の再犯率（注9）は有職者の再犯率の約5倍となっており、不安定な就労が再犯リスクとなっていることは明らかであるため、刑務所出所者等の再犯防止のためには、就労支援や雇用の確保が重要である。



国においては、犯罪をした者等の就労を確保するため、法務省と厚生労働省の協働による刑務所出所者等総合的就労支援対策の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）（注10）の設置、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入等に取り組んでおり、さらに、就労やその継続の大前提となるコミュニケーション能力等の基本的な能力の強化、職場定着に向けた取組の強化等も進められてきた。

しかしながら、依然として、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないことなどの課題があるほか、職業訓練を社会復帰後の就労に結び付くもの、就労意欲を高めるものとしていく必要があるとの指摘もある。

これらの課題に対応するため、適切な職業マッチングを促進するための多様な業種の協力雇用主の開拓、寄り添い型の就職・職場定着支援、コミュニケーションスキルやビジネスマナーといった就労やその継続に必要な知識・技能の習得、社会復帰後の自立や就労を見据えた職業訓練・刑務作業の実施等を更に充実させる必要がある。

大阪市においては、生活困窮者自立支援法（注11）に基づき、身近な相談窓口として各区役所内に設置している自立相談支援機関（注12）において、複合的な課題を抱える生

活困窮者の様々な課題に対し、包括的に支援するほか、障がい者就業・生活支援センター、しごと情報ひろば等における就労相談などの施策を進め、中間的就労（注 13）も含め、犯罪をした者等の就労の確保、就職後の職場定着支援に努める。

【主な具体的取組】

○生活困窮者自立相談支援事業

各区の相談窓口（自立相談支援機関）において、生活や就労に関することなど、生活困窮者が抱える課題を広く受け止め、課題解決のために必要な支援の提供や様々なサービス等につなぐことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援する。

【年間相談件数】 令和3年度 15,471件、令和4年度 13,547件

○障がい者就業・生活支援センターにおける相談・支援

就労を希望する障がい者からの相談機関として、職業準備・就職活動支援などの就業面での支援や生活習慣の形成、健康管理などの生活面での相談から就業定着までの支援を行い、就業の安定と職業的自立を図る。

【拠点】 中央センター 1か所、地域センター 6か所

○障がい者の職業訓練

大阪市職業リハビリテーションセンター及び大阪市職業指導センターにおいて、一般企業等への就職をめざす障がい者を対象に職業能力開発訓練を行い、職業的自立を図る。

【訓練実績】 オフィス実務科（身体障がい） 1年 定員 10名

ビジネスパートナー科（知的障がい） 1年 定員 10名 ほか

○しごと情報ひろば総合就労サポート事業における就労相談

しごと情報ひろば（4か所）及び地域就労支援センター（1か所）において、働く意欲がありながら、様々な阻害要因を抱える人を対象に、専門相談員が就労に向けた相談を行い、必要な情報提供や、各種セミナー・講座に誘導することで、就職に向けたスキルアップを図る。

【相談件数】 令和3年度 30,545件、令和4年度 33,989件

【就職者数】 令和3年度 1,837人、令和4年度 2,077人

○**協力雇用主による公共調達受注の機会を増やすための優遇措置**

一部の市発注の業務委託の総合評価にかかる落札者決定基準において、協力雇用主に登録していることを評価し加点対象とすることにより、協力雇用主の受注機会拡大を図る。

○**保護観察対象者等に対する就労支援**

大阪市と大阪市保護司会連絡協議会との協定に基づき、保護観察対象者等を臨時的任用職員として任用し、社会復帰を支援する。

～ 躓いてもやり直せる社会の実現に向けて～協力雇用主と共に～

特定非営利活動法人 大阪府就労支援事業者機構

当機構は、大阪府内の経済団体、企業及び更生保護関係団体等の協力を得て「事業者の立場から犯罪や非行をした者（以下「犯罪者等」といいます。）の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止する」ことを目的に設立された特定非営利活動法人です。

生活等で躓いて犯罪等をした者が、もう一度やり直すには、就労の確保が大きな鍵になります。しかし、犯罪者等にとって、犯罪・非行の前歴等の故に職に就くことは容易ではありません。

このため、前歴があることを承知の上で犯罪者等を雇用し、やり直しに協力する民間の事業主、つまりは協力雇用主の方々の存在が不可欠となるのです。

犯罪者等への就労支援事業を展開する当機構としては、まず協力雇用主の確保を図る事業が必須です。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症等の影響もありましたが、新しく153事業者を協力雇用主として開拓しました。併せて、協力雇用主等から刑務所出所者等専用求人枠で2,655人分の求人を開拓しました。

次に、犯罪者等の早期の就職実現のための支援も重要で、犯罪者等の就労ニーズと協力雇用主の雇用ニーズについてマッチングを図る支援等を実施しています。併せて、職場定着に向けての支援も実施しています。

令和4年度には、協力雇用主への国の支援制度（刑務所出所者等就労奨励金制度、身元保証制度、トライアル雇用制度等）を活用しながら、矯正施設入所者41名を含む127名に対して就職活動支援を行い、44名に対して職場定着支援を行いました。

また、犯罪者等の雇用に向けての準備・学習も肝要と考え、令和4年度には、大阪弁護士会の協力を得て就労に伴う法律問題等に関するセミナーを、そして、矯正施設での実際の処遇を見学するため、浪速少年院を訪問しました。

就労の実現は、犯罪者等にとって、経済的な自立に資するのみならず、社会でのやり直しに繋がります。

当機構では、協力雇用主と共に就労支援を通じて、躓いてもやり直せる社会の実現に向けて努力していきます。

～ 法務省大阪矯正管区の取組 ～

法務省大阪矯正管区

① コレワークによる就労支援をご利用ください

コレワークは、法務省が所管する国の機関であり、受刑者や少年院在院者の再犯を防止するため、「雇用情報提供サービス」等の就労支援を行っています。

雇用情報提供サービスとは、コレワークで、全国の受刑者や少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地等の情報を一括管理し、事業主の雇用ニーズをお聞きした上で、そのニーズに適合する者を収容する矯正施設をご紹介しますものです。その他、採用手続に関する支援や、刑務所等で職業訓練や刑務作業を見学したいという場合等の日程調整もいたします。

無職者と有職者では再犯率が大きく異なります。受刑者や少年院在院者の社会復帰へのステップを雇用という形で支えていただける事業主の存在は大変貴重です。コレワークでは、そのような事業主に対するサービスの提供、相談などを行っています。例えば、「建設関係の仕事の経験があり、大阪市内に帰住する人を探しています。」といった雇用に関するご相談など、お気軽にお問い合わせください。

② サテライト都島（@大阪市都島区）で心理相談に応じています

大阪法務少年支援センター（大阪少年鑑別所：堺市）では、地域の非行・犯罪の防止と青少年の健全育成に積極的に取り組んでおり、大阪市内や大阪北部地域の方々に気軽にご利用いただけるよう、大阪市都島区（大阪拘置所敷地内）に相談室を設置しています。心理学、教育学等の専門知識を有する職員が、主として次のような対応をしています。

- 1 ご本人やご家族、学校等から、子どもの気になる行動、非行、その他の困りごとについてご相談をお受けし、困りごとの解決に向けた助言を行います。
- 2 学校等からの依頼で、児童生徒の問題行動や指導をテーマとしたケース検討会などに職員を派遣し、専門的な助言を行います。
- 3 教育・福祉機関等からの依頼で、非行・犯罪防止に関する講演・研修、児童生徒向けの法教育を実施します。

家庭や学校での暴力、盗み、SNSトラブル、性的な問題行動、そのほかお困りのことがございましたら、ぜひご相談ください。オンラインでの相談も始めました。



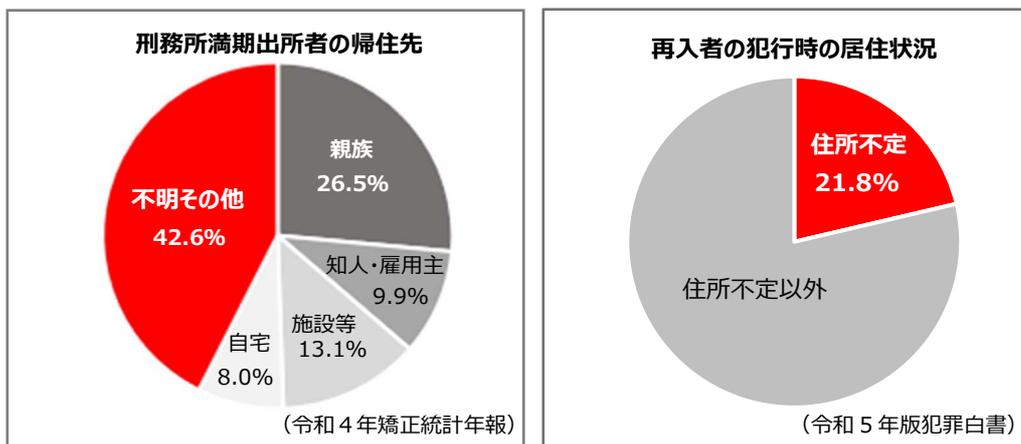
サテライト都島の相談室

2 住居の確保のための取組

【現状と取組の方向性】

適当な帰住先が確保されていない者が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから明らかなように、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の一つといえる。

満期出所者のうち相当数が適当な帰住先が確保されないまま出所していることや、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まない場合があるなどの課題があり、令和4年の再入者のうち、適切な定住先のない住所不定の者の割合は2割を超えている。



国においては、釈放後に親族等のもとに帰住することができない者の一時的な居場所となる更生保護施設（注14）の受入れ機能の強化や自立準備ホーム（注15）の確保など、矯正施設（注16）出所後の生活環境の調整の充実強化として、帰住先の確保に向けた取組を進めてきた。

しかし、それでもなお帰住先が確保されないまま刑務所を出所する者がおり、出所後ただちに地域に生活基盤を確保する必要がある。また更生保護施設や自立準備ホームはあくまで一時的な居場所であり、更生保護施設等退所後は地域に生活基盤を確保する必要があるが、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかったりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所し、再犯等に至る者が存在することなどの課題がある。

大阪市においては、市営住宅やセーフティネット住宅登録制度を活用、居住支援法人との連携により、犯罪をした者等の住居の確保に努める。

【主な具体的取組】

○市営住宅における随時募集や優先選考の活用

様々な事情で緊急に入居すべき事由を有する住宅困窮者に対応するため、随時募集（先着順で申し込み可）を実施する。

また、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に困窮度が高いとされる方（高齢者世帯、障がい者世帯など）について、市営住宅（公営住宅・改良住宅）への優先選考を実施する（福祉目的募集など）。

【募集戸数】 令和3年度 随時募集 969戸、福祉目的募集 678戸
令和4年度 随時募集 965戸、福祉目的募集 693戸

○セーフティネット住宅登録制度の活用

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者（注17）の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録を進め、居住の安定を図る。

【登録戸数】 令和3年度末時点：6,385戸、令和4年度末時点：6,843戸

○居住支援法人との連携

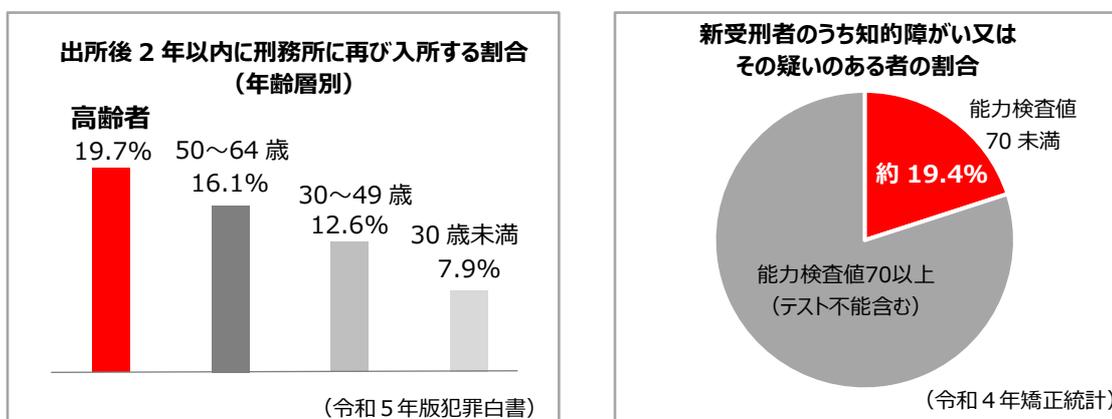
「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、大阪府から指定を受けた居住支援法人と連携し、保護観察対象者等の入居を支援する。

【法人数】 市内を活動エリアとし、保護観察対象者等を支援対象とする居住支援法人
令和4年度末時点：49法人

3 高齢者や障がいのある者等への支援のための取組

【現状と取組の方向性】

一般刑法犯について、高齢者（65歳以上の者）の検挙人員は、他の年齢層と異なり近年著しい増加傾向にあり、その勢いは高齢者人口の増加をはるかに上回っている。また、矯正年報によると、令和4年に新たに入所した者の約16.8パーセントが何らかの精神障がいがあると診断を受けており、能力検査値（旧知能指数）が70未満の者が約19.4パーセント（テスト不能を含めると約21.0パーセント）を占めている。



高齢者の出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、他の世代に比べて高く、また、知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっている。

令和5年版犯罪白書においては、令和4年に全国で検挙された高齢者の罪名別内訳において万引きが49.3パーセントで最多となっていること、特に検挙された高齢女性の約7割は万引きによるものであること、がデータで示されている。

なお、万引きをした者全員に実刑判決が下されているわけではなく、微罪処分や起訴猶予、略式手続きによる罰金、懲役刑であっても全部執行猶予や、保護観察付全部執行猶予判決を受けたりするなど、刑務所に入所しない者も多い。

高齢出所受刑者の仮釈放率は、非高齢者に比べ著しく低いが、これは帰住先が無いことが主な要因であり、高齢出所受刑者が、出所後、同居する家族や安定した住居のない不安定な生活を送っている状況がうかがわれ、帰住先がない高齢であったり障がいがあったりする犯罪をした者にとって、刑務所が最後の「セーフティネット」となっている現状がある。こうした者の再犯を防止し、社会復帰を支援するには、刑務所に限らず、刑事手続の各段階において、支援を必要とする者を病院や福祉機関等につなげることが重要であるが、刑事司法機関と福祉機関等との連携は十分とは言いがたく、適切な支援を受けられないまま、万引きなどの罪を犯

して再び刑務所へ戻る者が跡を絶たない。

国においては、矯正施設出所者等に対する支援（出口支援）（注 18）の一つとして、福祉サービスを円滑に利用できるよう、必要な調整を行う取組を実施するほか、起訴猶予者等についても、身柄釈放時等に福祉サービスに橋渡しするなどの取組（入口支援）（注 19）を行っている。

このような特に社会的に弱い立場にいる者に対しては、社会で生活するための保健医療・福祉サービス等を適切に利用し、地域社会のセーフティネットの中で再出発できるようにすることが、再犯を防ぐためには重要である。

大阪市においては、各区の保健福祉センターにおいて、高齢者や障がい者を対象とした保健・福祉サービスに関する相談援助を実施するとともに、地域包括支援センターや各区障がい者基幹相談支援センター等の専門的な相談支援機関と連携し、誰もが地域で安心して生活することができるよう支援する。

また、認知症や知的障がい、精神障がい等を有している判断能力が不十分な方については、成年後見制度の利用支援や、大阪市社会福祉協議会が実施する、あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）などの活用を図っている。

【主な具体的取組】

（高齢者への支援）

○高齢者やその家族のための相談

①各区保健福祉センター

介護保険サービスや、高齢者を対象とした保健・福祉サービスに関することなど、関係機関と連携し、高齢者やその家族等からの相談に応じる。

②地域包括支援センター、総合相談窓口（ランチ）

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように、介護や福祉などに関する地域の総合相談窓口として、市内に 66 か所の地域包括支援センターと 68 か所の総合相談窓口（ランチ）を設置している。

地域包括支援センターにおいては、主任介護支援専門員、保健師・看護師、社会福祉士などの専門職が連携しチームとして、介護予防ケアプランの作成やサービスを利用するための支援、介護や福祉などに関し地域の方からの相談への対応、地域の方々とともに高齢者を支える地域づくりを進めるほか、成年後見や虐待防止などの高齢者の権利を守る取組など、様々なかたちで地域の高齢者の生活を支える業務を実施する。

（障がい者への支援）

○障がい者やその家族のための相談

①各区保健福祉センター

障がい者手帳の交付手続きをはじめ、障がい福祉サービス等の利用や日常生活に関することなど、専門機関と連携し、障がい者及びその家族からの相談に応じる。

②各区障がい者基幹相談支援センター

障がい者やその家族等からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供等を行うことにより、地域における生活を支援する。また、虐待防止などの障がい者の権利を守る取組を実施する。

○心身障がい者リハビリテーションセンター

障がい者への支援サービスを体系的に行うため、相談・判定部門、訓練部門、職業訓練部門、研修・情報サービスの4部門が相互に密接に連携して業務を行う。

知的障がいや発達障がいのある者及び家族への相談・指導や、企業との連携（PWI）による職業教育・訓練、及び公共職業安定所や福祉機関と協力し、修了生の就労の促進やその継続を図る。

（高齢者や障がい者等の権利擁護）

○成年後見支援センター事業

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方を保護、支援する成年後見制度の一層の利用促進を図るため、「大阪市成年後見支援センター」を設置し、制度利用に関する支援等を行う。

【相談受付件数】 令和3年度 1,217件 、 令和4年度 1,322件

○あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方が、安心して地域での生活を送れるよう、区の社会福祉協議会（注20）（区在宅サービスセンター）において、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援する。

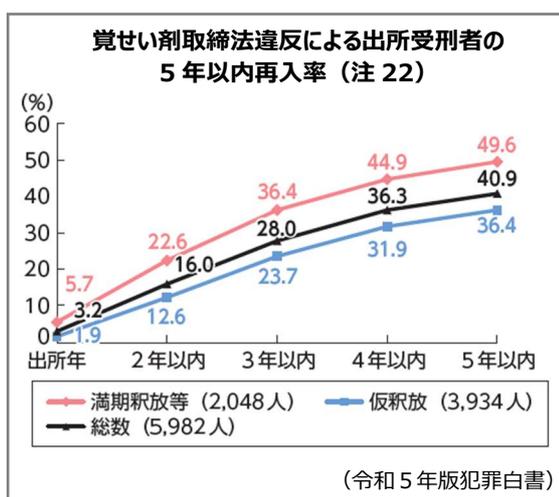
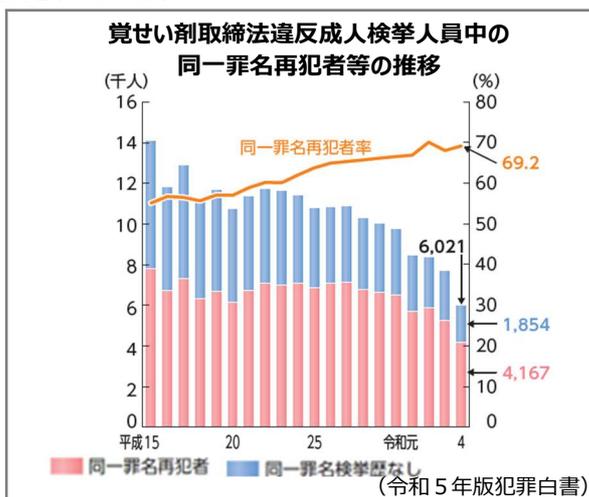
【相談援助件数】 令和3年度 135,647件 、 令和4年度 136,488件

4 薬物等の依存症を有する者への支援のための取組

【現状と取組の方向性】

全国の薬物事犯（注 21）検挙者の大部分を占める覚せい剤取締法違反による検挙者数は、近年減少傾向にあるものの、引き続き高い水準にある。また、同法違反の成人検挙人員のうち、同一罪名再犯者（前に同法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された者をいう。）の人員が占める割合（同一罪名再犯者率）の推移を見ると、近年上昇傾向にあり、令和 4 年は、69.2%であった。

薬物使用者による重大な死傷事故等も発生しており、薬物犯罪は安全・安心な暮らしを脅かすものであるといえる。薬物事犯者の再犯率は高く、薬物事犯により受刑したものの約半数は出所後 5 年以内に再び刑務所に戻ってきている。さらに、大麻についても若年層を中心に検挙者が近年急増しており、その背景として、大麻の有害性についての認識の薄さなどが指摘されている。



薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要である。

大阪市においては、専門の医師等による相談、市民や支援者に対する普及啓発、通院医療費の公費負担制度等により、薬物依存症者に対する支援を実施する。

【主な具体的取組】

○依存症対策支援事業

大阪市こころの健康センターを依存症相談拠点とし、回復施設、医療機関、自助グループ（注 23）等と連携しながら、薬物を始めとする依存症対策支援事業を実施する。

①薬物関連問題相談

薬物依存症の本人・家族、支援者等に対して、依存症相談員や専門の精神科医師による相談支援を実施する。

【相談件数】 令和3年度 18人（延べ件数 21件）、
令和4年度 20人（延べ件数 22件）

②普及啓発・情報提供事業

市民を対象にリーフレットや動画を作成し、薬物依存症に関する知識の普及を図る。
学生を対象に覚醒剤、シンナー、危険ドラッグなどの薬物乱用防止にかかる普及啓発を目的として講座を実施する。

また、大阪保護観察所で実施する薬物再乱用防止プログラムのステップアッププログラムに職員が出張し、普及啓発・情報提供を行う。

【リーフレット作成部数】 令和3年度 8,000部、令和4年度 12,600部

③依存症家族支援事業（家族教室）

薬物依存症者の家族を対象に教室を実施する。

【実施人数】 令和3年度 延べ7人、令和4年度 延べ5人

④依存症支援者育成研修事業

(1)医療機関職員向け研修

医療機関職員を対象に依存症に関する研修を実施する。

【実施回数】 令和3年度 1回、令和4年度 1回

(2)薬物関連問題従事者研修（「薬物乱用防止に関わる教職員研修」）

市校園の教職員等、薬物乱用防止に関わる支援者を対象に研修を実施する。

⑤依存症治療拠点及び専門医療機関の選定

依存症に関する専門医療機関及び治療拠点となる医療機関を選定し、医療提供体制の充実に努める。

⑥依存症関連の会議等への参画

依存症の本人及び家族等の支援に関することについて協議・検討するため、行政・医療・司法・福祉・当事者等で構成する「大阪府依存症関連機関連携会議」に参画する。

また、薬物の乱用を防止するため国・府・市等関係機関で構成する「大阪府麻薬覚せい剤等対策本部」へ参画する。

関係機関・団体同士が情報共有・連携しながら、依存症の本人及び家族等の相談・

治療・回復を途切れなく支援するための大阪府全体のネットワークである「大阪アディクションセンター（OAC）」に参画する。

○**自立支援医療費（精神通院）の公費負担**

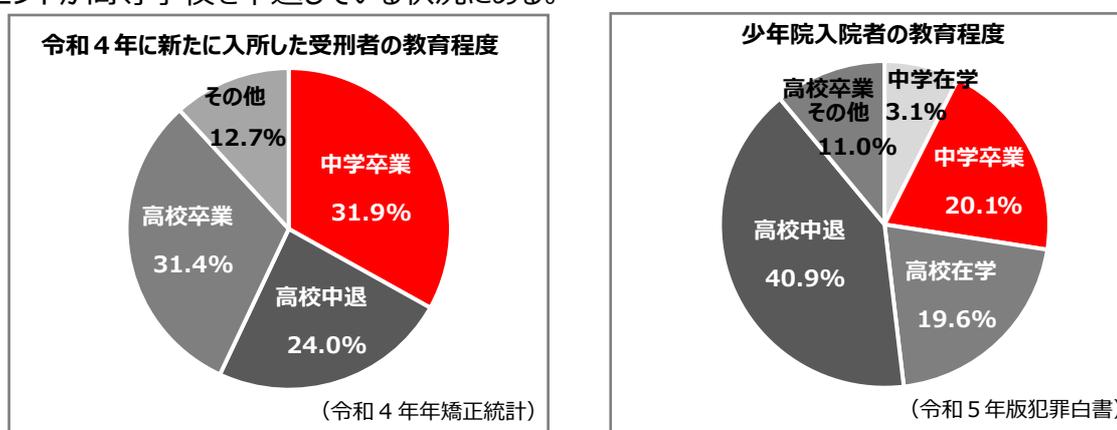
障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、精神障がい者の通院医療費の一部に対し公費負担を行う。

【利用実績】 令和3年度 74,457人、令和4年度 78,481人

5 若年層への支援のための取組

【現状と取組の方向性】

我が国の高等学校進学率は、98.7パーセントであり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、少年院入院者の20.1パーセント、令和4年に新たに入所した受刑者の31.9パーセントが、中学校卒業後に高等学校に進学していない。また、高校生活に適應できないなどで非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の40.9パーセント、令和4年に新たに入所した受刑者の24.0パーセントが高等学校を中退している状況にある。



社会において、就職して自立した生活を送る上では、高等学校卒業程度の学力が求められることが多い実情にあることを鑑み、国においては、高等学校の中退防止のための取組や高等学校中退者等に対する学習相談や学習支援を行っている。

人が成長・発達する上で学びの果たす役割は大きく、特に若年のうちに適切に学びの機会が与えられることは、自己の人格を磨き、健全な社会の一員として自立するために重要である。

犯罪をした者等も同様であり、非行等を理由として学びが途絶えることなく、個々の能力に応じ、学びを継続することができるよう、犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援等が求められている。

大阪市においては、学校園、保護者、大阪府警察、地域ボランティアその他関係機関が連携し、非行防止教室や薬物乱用防止教室の開催など、青少年の健全育成や非行防止の取組を進めている。市立学校では、児童生徒の問題行動への対応や生活指導の充実を図るため、学校に生活指導支援員を配置するとともに、生活指導サポートセンターにおける学校からの生活指導に関する相談への対応等により、生活指導体制を確立・強化することで、安全で安心できる学校・教育環境の実現に努める。

【主な具体的取組】

○生活指導支援員の配置

いじめ・暴力行為・不登校などの課題を抱える学校に、警察官経験者や児童生徒の指導経験者を生活指導支援員として配置する。

また、生活指導支援員が教職員と協働して児童生徒の問題行動に対する対応を組織的に行うとともに、関係機関と連携しながら生活指導の充実を図ることにより、児童生徒等が落ち着いて学習に取り組むことができる環境を整える。

【配置校数】 令和3年度 133校、令和4年度 136校

○生活指導サポートセンター

学校訪問や校長からの聞き取り等を通して実態把握を行い、指導部各教育ブロックグループ担当指導主事、生活指導グループとも連携を図りながら、その状況によってスクールソーシャルワーカー（SSW）・第三者専門家チーム（弁護士・スクールカウンセラー・警察官経験者等）の派遣やこども相談センター、少年サポートセンター、所轄警察等との調整、出席停止措置の相談等、生活指導支援のコーディネートを行う等、学校からの生活指導に関する相談窓口的役割を日常的に果たす。

また、課題を抱える学校への訪問相談を実施し、状況の把握を図るとともに、学校内での課題に対するの共通理解を促し、生活指導体制の確立・強化を図るほか、必要に応じ、生徒指導主事としての役割、担任としての児童生徒への接し方、学校として組織で対応することの大切さ等、生活指導におけるポイントについて指導助言する。

さらに、問題行動の性質や状況を分析し、学校に対して改善に向けた指導方法について助言する。

【学校訪問回数】 令和3年度 355回、令和4年度 356回

○大阪市教育支援センター

不登校児童生徒の学習の場を提供するとともに、配置スタッフが学校を巡回し、不登校児童生徒の学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握や、学校以外の場において学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援を行う。

また、在籍校とも連携を図りながら成績に反映するとともに卒業後の進路について効果的な指導や支援を行う。

【登録者数】 令和3年度 186名、令和4年度 318名

○スクールロイヤー事業

これまで培ってきた専門家と連携した学校園支援についてのノウハウを最大限に生かし、専門家による学校園支援体制を構築する。

具体的には、各学校園の担当弁護士を決め、教育委員会事務局の指導主事と日頃

より電子メールや電話、相談窓口により連絡や相談を行い、必要に応じて、弁護士だけでなく臨床心理士等の他職種の専門家と一緒に学校園に派遣することで、多面的に学校園の課題に対応する。

また、スクールロイヤーによる教職員向けの研修等を行い、児童生徒指導の諸課題の効率的な解決や対応をめざすとともに、学校園の対応で解決が図られない場合は、担当弁護士が学校園と保護者の関係調整を図る。

以上の取組により、問題が深刻化する前に、学校園の課題について、スクールロイヤーに相談できる体制を構築する。

【対応件数】 令和3年度 218件 、 令和4年度 353件

○児童自立支援施設「阿武山学園」における学習支援及びアフターケア

児童福祉法に基づき、不良行為を行い、又は行うおそれのある児童等を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的に児童自立支援施設「阿武山学園」を設置している。園内には小中学校が設置されており、学園職員と学校教員との連携の下、児童の能力・適正に応じたきめ細かな指導を実施することで、入所中の児童に対して、学力保障、進路保障を中心とした自立支援を行う。

また、退園後の児童に対し、措置変更先等における新しい環境への不適應時の支援を行うとともに、養育環境が脆弱な家庭への生活支援や社会的養護との連携を構築する。

【学習支援実績】 令和3年度 60人 、 令和4年度 64人

【アフターケア実績】 令和3年度 24人 、 令和4年度 23人

○地域やボランティアによる青少年の非行の未然防止等

青少年指導員（注24）を中心とする地域のボランティアとの連携により、非行の未然防止のための夜間巡視を行うなど、各地域の実情に応じた様々な青少年のための活動を行う。

【夜間巡視実績】 令和3年度 810コース 、 令和4年度 2,002コース

6 関係機関・団体との連携促進及び民間協力者の活動の促進のための取組

【現状と取組の方向性】

基本的に各種の社会復帰支援の取組は、受刑者や保護観察対象者を対象とし、刑事司法手続きの中で進められている。一例として、大阪府に設置されている地域生活定着支援センター（注 25）においては、出所後の生活環境の整備のための特別調整（注 26）が行われており、出所後、福祉サービスを利用するうえで必要な行政手続きについて円滑に進むよう、地方公共団体の福祉担当窓口と連携を図っている。

しかし、刑事司法手続きを離れると国の機関による支援からも離れることになる。更生緊急保護（注 27）のように刑務所等を退所後も自立更生が難しい場合など、更生保護施設に入所し、支援を受けることがあるが、応急的な措置であり、更生保護施設退所後も社会復帰のためには継続的な支援が必要な場合もある。また、検察庁の「入口支援」のように、不起訴処分であっても犯罪の常習化を防ぐ観点から必要な保健医療・福祉サービスを適切に受給することが求められている場合もある。いずれの場合においても、刑事司法手続きの各段階における限られた期間内に適切に福祉サービスにつなげていくことが必要である。

大阪市においては、本人同意のもと、適切に保健医療・福祉サービスを提供できるように関係機関、団体等と連携を図る。

再犯の防止等に関する施策の実施にあたっては、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司（注 28）、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会（注 29）、BBS会（注 30）や、更生保護法人や協力雇用主会など、更生保護ボランティアや団体、篤志面接委員（注 31）や教誨師（注 32）など、矯正関連のボランティア、少年補導員（注 33）や少年補導協助手員（注 34）、青少年指導員や青少年福祉委員（注 35）等の青少年の非行防止や健全育成にかかるボランティア、薬物依存症の自助グループや家族支援の団体など、様々な民間団体による支援活動に支えられている。こうした活動は、地域社会における「息の長い」支援に欠くことのできない存在となっている。

一方、「犯罪をした者等が社会に適合するのは困難」といった予断や固定概念により、一般の市民が犯罪をした者等の再社会化を拒むようになれば、これまで実施されてきた民間協力者の活動が停滞するばかりか、犯罪をした者等がますます社会から孤立化・周辺化し、再犯リスクを高めることになる。

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等の自らの努力を促すだけでは成し遂げることはできず、再犯の防止等に関する施策の推進にあたっては、国、地方公共団体、

民間協力者による支援はもちろん、社会全体の理解と協力が不可欠である。

再犯の防止等に関する施策は犯罪対策において重要であるものの、市民にとって必ずしも身近でなく、市民の関心と理解を得にくいことから“社会を明るくする運動”（注 36）などを通じて犯罪をした者等の更生や、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についての認知と正しい理解、共感を広げていくことが必要である。

大阪市においては、保護司会への補助金交付により、保護司会が行う研修、講習会等の事業や犯罪予防活動を支援している。また、広報啓発として“社会を明るくする運動”の推進をはじめ、民間の更生保護活動をはじめとする再犯の防止にかかる活動についての周知啓発を進めるとともに、再犯防止に関する啓発を広く実施することで、地域における再犯防止の取組への理解促進を図る。

【主な具体的取組】

○関係機関、団体等との連携

大阪市において、必要な保健医療・福祉サービスや、就労、住居ニーズを的確に把握し、刑事司法機関や民間協力者による支援から切れ目なく必要な支援を実施できるよう、関係機関等との連携の充実強化を図る。

非行少年の修学支援にあたっては、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人ひとりの状況等を適切に把握したうえで、その者にとって最適な指導等を選択し、一貫性をもって働きかけるため、大阪法務少年支援センターサテライト都島等の刑事司法関係機関や民間支援団体との相互理解や連携を図る。

また、7月の再犯防止啓発月間に合わせて開催される法務省近畿ブロック再犯防止実務担当者協議会に参加し、再犯防止にかかる地方公共団体の施策の推進について、関係機関及び近隣自治体との情報共有と連携強化を図る。

○更生保護活動への支援

①保護司に対する研修等への支援

更生保護の取組の推進・強化を図るため、大阪市保護司会連絡協議会が実施する福祉施策研修や更生施設等の現場研修の事業に対して補助金を交付する。

【交付金額】 令和3年度 なし、令和4年度 53,855円（SST研修：1件）

②大阪市保護司会連絡協議会に対する活動補助金の交付

保護司が行う犯罪予防活動を支援するため、大阪市保護司会連絡協議会による防犯・暴力追放運動の支援事業に対して活動補助金を交付する。

【交付金額】 令和3年度 なし 、 令和4年度 450,000 円

○地域社会への理解促進

①“社会を明るくする運動”の推進

区役所、保護司会、更生保護女性会等の更生保護ボランティア及び関係団体が連携し、“社会を明るくする運動”を推進し、街頭での啓発活動や区民大会等を通じて地域における更生保護への理解促進に努める。

②民間協力者の活動の広報・啓発

保護司会や協力雇用主等、犯罪をした者等の立ち直りを支援する民間協力者の活動について、ホームページでの紹介や案内チラシの配布等を通して、広く市民への広報・啓発に努める。

③再犯防止啓発月間における広報・啓発

再犯防止啓発月間である7月に、区役所等と連携のうえ、再犯防止推進に関するポスターの掲示や、冊子の配布等により、再犯防止の推進に関し市民の理解と協力を得られるよう取り組む。



社会を明るくする運動
大阪府マスコットキャラクター
「アカルイーネ」



法務省保護局マスコットキャラクター
「ホゴちゃん」

～ 保護司活動の現状について ～

大阪市保護司会連絡協議会

大阪市保護司会連絡協議会は、大阪市内の各区に活動拠点を置く「地区保護司会」の相互の連携強化を図る団体として、昭和 33 年 9 月に発足し、大阪市内一円にて犯罪予防活動や再犯防止推進活動を展開しています。

具体的な活動は、7 月を強調月間とする法務省主唱の“社会を明るくする運動”での犯罪予防活動や大阪市からの要請を受け、各地域の区民まつり等で、身近な問題として取り上げられる、ひったくりなどの街頭犯罪の撲滅やオレオレ詐欺などによる特殊詐欺被害防止のための啓発活動を行っています。

さらに、私たちは、犯罪をした人や非行に陥った少年が地域社会の中で孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるように支援活動を行っています。そのため、私たちは保護司活動が容易に行えるよう、定期的に専門知識の習得や処遇能力の向上に努めています。

また、大阪市内の保護司は、大阪市安全なまちづくり条例に基づく活動に協力し、犯罪や非行をなくし、被害者を一人でも減らすことで、大阪市が安全で安心して暮らせる街になるよう活動しています。

一般的に、保護司活動は犯罪をした者や非行に陥った少年と接することから「怖い」「危険」という印象が強く、敷居の高い活動だと思われがちですが、現職の保護司さんに伺うと、決してそのようなことはなく、やり甲斐がある仕事であると話してくれます。

最近の保護司の現状は、非常に厳しい状況が続いております。その理由は保護司の高齢化と、保護司の担い手不足です。

大阪市内の保護司数は、平成 25 年と現在を比較すると、10 年間で 170 名も減少し、約 1 千名です。更に今後 10 年間で定年退任等により、4 割の保護司が減少するとの試算も公表されています。国の第二次再犯防止推進計画では、持続可能な保護司制度の確立が喫緊の課題となっており、制度内容の検討会も立ち上がり、来年度末を目途に検討されているところです。

私たちは地域の中で新たな保護司の担い手を探しておりますが、容易に見つけられずにいます。地域には新たな人材はまだ多くおられると思っておりますので、もし貴方が保護司になることを希望するのであれば、お近くの保護司さんに御相談下さい。



区民まつりでの犯罪予防

～ 大阪保護観察所の取組 ～

大阪保護観察所

保護観察所は、犯罪や非行をした人が、社会内で改善更生することを助け、犯罪予防等の役割を担う国の機関です。

大阪保護観察所では、保護観察官と民間ボランティアである大阪府内約 2,800 名の保護司の皆様が、保護観察を受ける人達に対し、立ち直りに向けて指導や助言を行っています。さらに、更生保護女性会、BBS 会、協力雇用主会等、多くのボランティアの皆様にお力添えを頂き、再犯防止に向けて日々取り組んでいます。

令和 5 年 3 月「第二次再犯防止推進計画（第二次計画）」が閣議決定されました。政府はこれまで「再犯の防止等の推進に関する法律」、「再犯防止推進計画（第一次計画）」に基づき、国・地方公共団体・民間協力者等が連携した再犯防止の取組を進めてきました。その結果、「出所受刑者が 2 年以内に刑務所に再入所する割合を令和 3 年までに 16%以下にする」という数値目標を達成しました。

第二次計画は、こうした第一次計画の取組を引き継ぎ、更に深化させたもので、7つの重点課題が盛り込まれています。

7つの重点課題は、①就労・住居の確保、②保健医療・福祉サービスの利用の促進、③学校等と連携した修学支援、④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導、⑤民間協力者の活動の促進、⑥地域による包摂の推進、⑦再犯防止に向けた基盤の整備、が設定されています。

地域社会における施策としては、更生保護施設や自立準備ホーム、居住支援法人、就労支援事業者機構、ハローワーク等と連携した就労・住居の確保、地域生活定着支援センターや市町村と連携した保健医療・福祉サービスの利用の促進等があげられます。

また、犯罪をした人が孤独に陥らず、地域社会の一員として、地域のセーフティネットに包摂されることに向けた、地方公共団体との連携強化が期待されています。さらに、国と民間が連携して「息の長い」支援体制を整備するため、保護観察所が地域住民・関係機関からの相談に応じて情報の提供や助言を行う「地域援助」の推進等の施策も盛り込まれました。

社会で失敗した人達が立ち直るためには、彼ら、彼女らを受け入れる社会と、多くの皆様の支えが必要です。ご協力よろしくお願いいたします。



セレッソ大阪のホームゲーム
時に行った社会を明るくする
運動の様子

第4章 計画の推進体制

1 推進体制

①庁内会議

庁内関係部課等の職員で構成する「大阪市再犯防止推進連絡会議」において、全庁的な視点から課題や取組について検討を行う。

②市職員への研修等の実施

法務省と連携のうえ、庁内関係部課等の職員に対して研修会、勉強会等を実施し、再犯防止にかかる職員の知識・理解を深める。

2 進行管理

本計画に基づく関係施策を所管する各部署において、事業実績の把握と、内容の改善を行っていく。また、国や大阪府の取組成果と次期再犯防止推進計画の内容を踏まえながら、大阪市における次期計画の策定を検討していく。

《参考資料》

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）〔一部抜粋〕

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第 3 条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び

被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第6条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再

犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

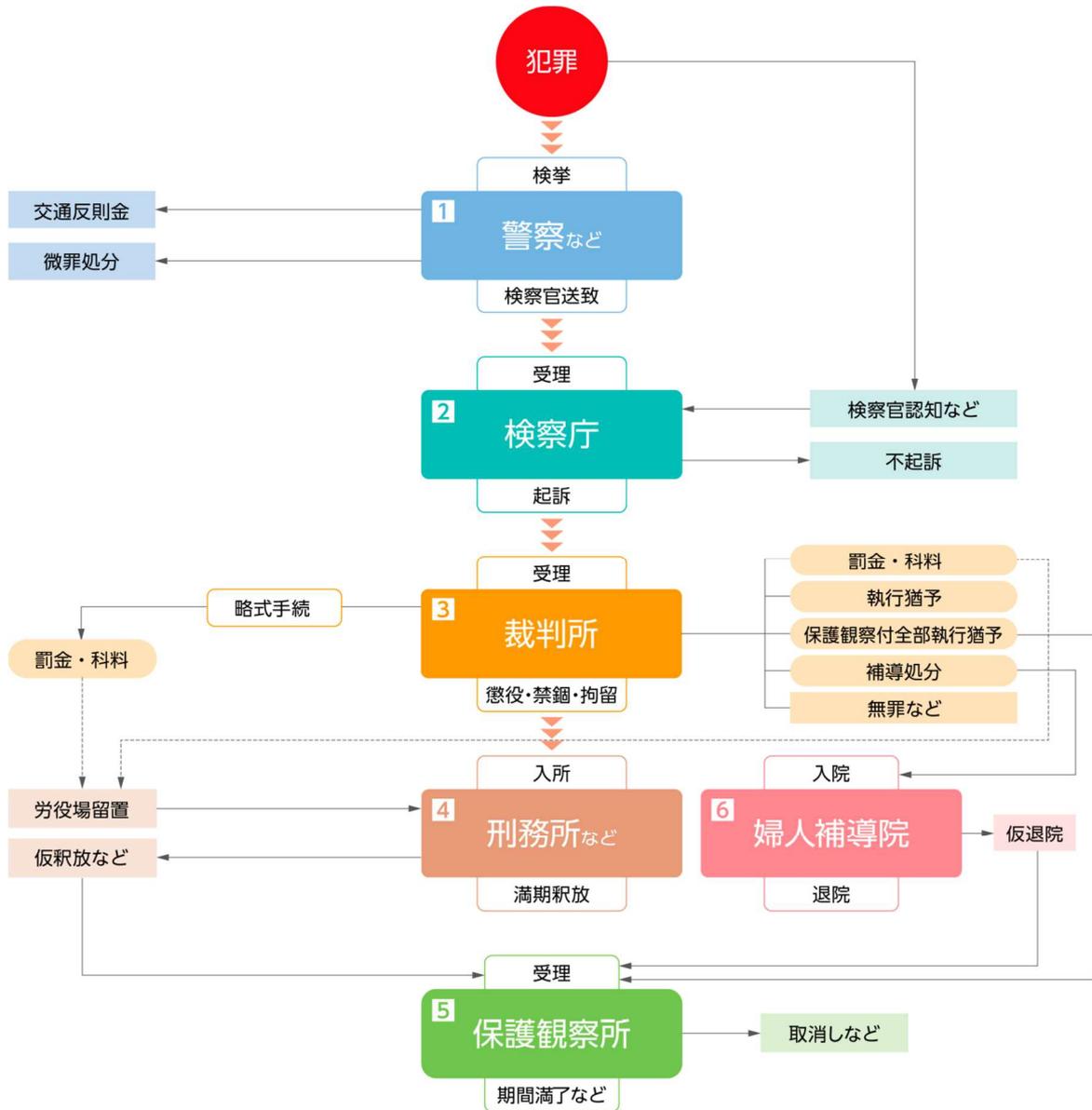
第2章 基本的施策

第2節 地方公共団体の施策

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

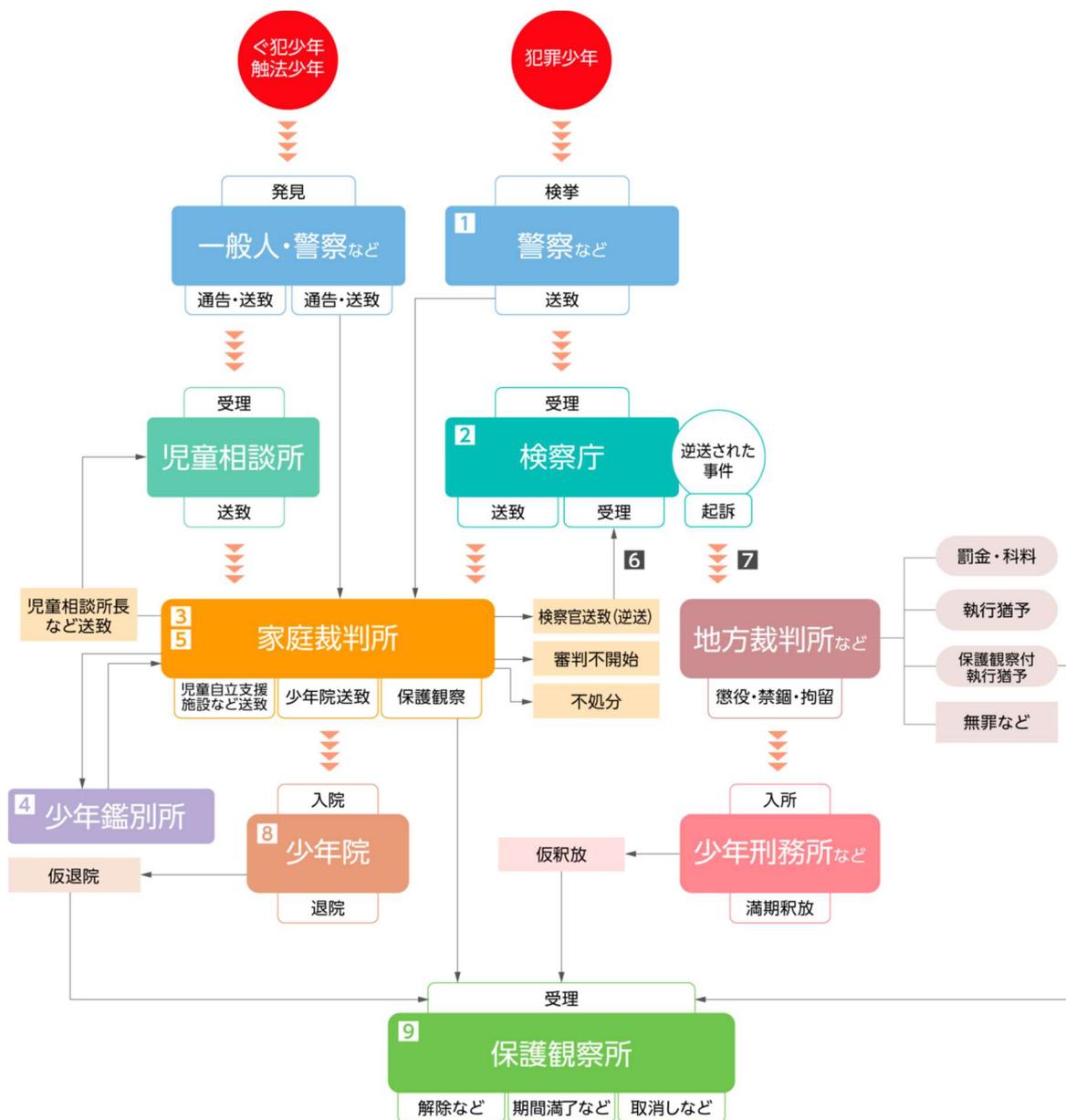
司法手続きの流れ

成人による刑事事件の流れ



資料 法務省 再犯防止推進白書より

非行少年に関する手続きの流れ



資料 法務省 再犯防止推進白書より

用語集

【注1】再犯者率^{さいはんしゃりつ}

検挙人員に占める再犯者の割合。

過去に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再度、検挙された者。

【注2】認知件数^{にんちけんすう}

犯罪について、被害の届け出等により警察が発生を認知した事件の数。

【注3】再犯者^{さいはんしゃ}

過去に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再度、検挙された者。

【注4】保護観察所^{ほごかんさつしよ}

法務省の地方支分部局で、保護観察に付された犯罪をした者等を、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導や支援等を行う機関。

【注5】保護観察^{ほごかんさつ}

犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うこと。

【注6】協力雇用主^{きょうりよくこようぬし}

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等をその事情を理解したうえで雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

【注7】刑務所^{けいむしよ}

主として、罪を犯した者のうち、刑罰に服することとなった者を収容する刑事施設。大阪府には大阪刑務所及び大阪医療刑務所がある。

【注8】刑事施設^{けいじしせつ}

刑務所、少年刑務所、拘置所の総称。

【注 9】再犯率

刑務所を出所した者のうち、再び罪を犯す者の割合。「保護観察中の再犯率」、「出所後5年以内の再犯率」などと、刑務所出所後の期間を区切って用いられることもある。

【注 10】矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）

法務省矯正局が、全国の矯正管区に設置した、受刑者等の広域的な就労支援を行う組織。受刑者等の職歴、資格、帰住予定地等の情報を一括管理し、受刑者等の雇用を希望する企業の雇用条件に適合する者がいる刑務所・少年院等の情報を、企業側に提供している。

【注 11】生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」（生活困窮者）に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図る法律。

【注 12】自立相談支援機関

生活困窮者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行い、認定就労訓練事業の利用のあっせん、支援プランの作成等を包括的に行う自立相談支援事業を実施する機関。

【注 13】中間的就労

支援付きの就労（雇用契約に基づく労働及び一般就労に向けた就労体験等の訓練を総称するもの）。生活困窮者自立支援制度では、直ちに一般就労が困難な生活困窮者に対して、支援付きの就労の機会の提供等を行う就労訓練事業を実施。

【注 14】更生保護施設

矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがいないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設。宿泊場所や食事の提供を行うだけでなく、保護している期間に生活指導、職業補導などを行う。

^{じりつじゅんび}
【注 15】自立準備ホーム

保護観察所においてあらかじめ登録された NPO 法人等に対して、矯正施設出所者等への宿泊場所の提供等を委託する事業を実施。帰る家の無い犯罪をした者が、自立できるまでの間、一時的に住むことができる民間の施設。

^{きょうせいしせつ}
【注 16】矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院。

^{じゅうたくかくほようはいりよしや}
【注 17】住宅確保要配慮者

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成 19 年法律第 112 号）等に定める低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者など住宅の確保に特に配慮を要する者のことをいう。

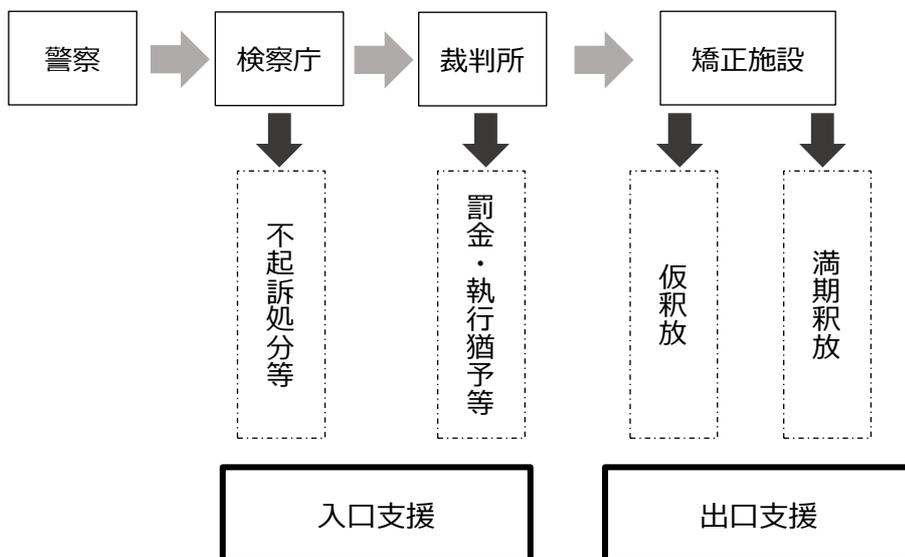
^{でぐちしえん}
【注 18】出口支援

高齢であったり障がいがあったりする等、福祉的支援が必要な出所者等が、福祉サービスにつながるよう支援すること。

^{いりぐちしえん}
【注 19】入口支援

高齢であったり障がいがあったりする等、福祉的支援が必要である被疑者等が、身柄釈放時等に福祉サービスにつながるよう支援すること。

※参考



^{しゃかいふくしきょうぎかい}
【注 20】社会福祉協議会

社会福祉法に定められた地域福祉を推進する団体。地域が抱える様々な地域福祉課題を地域全体の課題として捉え、住民が主体的に参加し、考え、話し合い、協力して誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりの推進を目的としている。

^{やくぶつじはん}
【注 21】薬物事犯

覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬、あへん事犯（警察庁の統計による）。

^{さいにゅうりつ}
【注 22】再入率

刑務所を出所した者のうち、再び罪を犯して、刑事施設に再入所した者の割合。「出所後 2 年以内」、「出所後 5 年以内」等、刑務所出所後の期間を区切って算定されることもある。

^{じじょ}
【注 23】自助グループ

同じ問題を抱える人やその家族らが自主的に集まり、似たような立場や経験を持つ仲間と出会い、交流しつつ、助け合うための集団。グループメンバーと体験談、想い、情報、知識などをわかちあうことで、気づき、癒し、希望や問題解決へのヒントなどを得る人が多く存在する。アルコール依存症を対象とするアルコホーリックス・アノニマス（AA）、薬物依存症を対象とするナルコティックス・アノニマス（NA）、ギャンブル依存症を対象とするギャンブラーズ・アノニマス（GA）などがある。

^{せいしょうねんしどういん}
【注 24】青少年指導員

地域における青少年の健全育成活動及び非行防止活動を推進するため、大阪市が青少年指導員制度実施要綱に基づき委嘱している者。青少年問題に関する啓発や、青少年の指導・相談、地域における青少年の健全育成に従事するボランティア。

^{おおさかふちいきせいかつていちゃくしえん} ^{じぎょう}
【注 25】大阪府地域生活定着支援センター事業

大阪府において、高齢又は障がい有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）出所予定者及び出所者等の社会復帰及び地域生活への定着を支援する事業。

とくべつちようせい
【注 26】特別調整

法務省が厚生労働省と連携して、平成 21 年 4 月から、刑務所等に収容されている者のうち、高齢であったり、障がいがあったりし、かつ適当な帰住先がない者について、釈放後速やかに適切な介護、医療等の福祉サービスを受けることができるようにするため、実施する措置。

こうせいきんきゆう ほご
【注 27】更生緊急保護

刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人のうち、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、本人からの申出を受け、緊急的に、必要な援助や保護の措置を実施することにより、速やかな改善更生を図るもの（期間は原則として身体の拘束を解かれて 6 月以内）。

ほごし
【注 28】保護司

地域の実情等を理解しているという特性を活かし、保護観察所の保護観察官と協働して、保護観察を実施するとともに、犯罪予防活動、就労支援、学校や地域の機関・団体との連携等を実施する者。

こうせい ほごじょせいかい
【注 29】更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者等や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。

びーびーえすかい
【注 30】BBS会

「Big Brothers and Sisters Movement」の略。問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。

とくしめんせついいん
【注 31】篤志面接委員

矯正施設を訪問して、受刑者及び少年院在院者の悩みや問題について助言・指導等を行う民間の篤志家。学識経験者、宗教家、更生保護関係者等多岐にわたる。

【注 32】^{きょうかいし}教誨師

矯正施設の被収容者に、希望に応じて宗教教誨を行う民間の篤志家である宗教家。信教の自由を保障しつつ、精神的安定を与え、受刑者や少年院在院者等の改善更生等に寄与している。

【注 33】^{しょうねんほどういん}少年補導員

警察本部長等からの委嘱を受け、地域における街頭補導活動、有害環境浄化活動など、幅広い非行防止活動に従事するボランティア。

【注 34】^{しょうねんほどうきょうじょいん}少年補導協助力員

警察本部長等からの委嘱を受け、非行を犯した少年や非行を犯すおそれの高い少年が非行から立ち直れるよう、保護者や学校等と連携し、少年の日常生活に寄り添いながら助言・指導等を行うボランティア。

【注 35】^{せいしょうねんふくしいいん}青少年福祉委員

地域における青少年の健全育成活動及び非行防止活動を推進するため、大阪市が青少年福祉委員制度実施要綱に基づき委嘱している者。青少年指導員活動の支援や有害環境から青少年を守る社会環境浄化活動等に従事するボランティア。

【注 36】^{しゃかい あか うんどう}社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。